

印西市公共施設予約システムの個人情報の提供について【補足資料】

●平成29年4月1日から総合福祉センターの業務を指定管理者に管理委託する。

指定管理者：印西市社協・六親会協同事業体

- ・「社会福祉法人印西市社会福祉協議会」は、社会福祉法に基づき設置される民間組織で、総合福祉センター内に事務所を置き、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力等地域の福祉増進に取り組んでいる。

※市の委託事業・・・印西市福祉作業所コスモスの運営、印西市外出支援サービス事業

- ・「社会福祉法人六親会」は、印西市（本埜）に法人本部を置き、千葉県内の印西市・鎌ヶ谷市・船橋市の3拠点で社会福祉事業（特別養護老人ホーム、通所介護事業、地域包括支援センターの運営等）を行っている。

※市の委託事業・・・本埜地域包括支援センターの運営、生活支援ハウス運営事業

●総合福祉センターとは

現在、市が管理運営を行っている「印西市立福祉作業所コスモス」、「印西市立中央老人福祉センター」、「印西地域福祉センター」、「印西市立子どもふれあいセンター」の複合施設である。

このうち、公共施設予約システムを導入しているのは、「印西市立中央老人福祉センター」、「印西地域福祉センター」である。

●総合福祉センターの主な業務

1 施設管理業務

2 貸館事業 ※公共施設予約システムを使用する。

（１）利用者登録情報の管理（指定管理前の利用者登録情報を含む。）

①利用者登録情報の管理（個人及び団体）

- ・個人の場合に取り扱う情報…氏名、住所、生年月日、電話番号、家族の氏名と電話番号（緊急連絡先として）

- ・団体の場合に取り扱う情報…代表者の氏名、住所、電話番号

②利用者カードの発行（団体用）

③老人福祉センター・老人憩いの家登録証の発行（個人用）

（２）施設貸出の管理（指定管理前の使用履歴を含む。）

①予約に基づく申請書・許可書の発行

②利用人数集計

●公共施設予約システム

- 1 構成…体育施設・文化ホール・公民館・福祉センター等のパソコンから、公共施設予約システムのサーバーに接続し、利用者登録情報の管理、施設貸出の管理を行う。施設予約システムには、ID、パスワードでログインする。

2 利用

- (1) 市民 パソコンや携帯電話で、市の施設の予約申し込みや空き状況の照会ができる。 ※予約申し込みには、事前の利用者登録が必要となる。

- (2) 市 公共施設予約システムに登録されたすべての施設の
 - ・利用者登録情報の管理（個人及び団体）
 - ・施設貸出の管理※実際の操作は、所管する施設のみを行う。

- (3) 指定管理者 総合福祉センターの（総合福祉センター以外は扱えない。）
 - ・利用者登録情報の管理（個人及び団体）
 - ・施設貸出の管理

●指定管理者のシステム使用に係るセキュリティ対策

- ・市役所と総合福祉センターのネットワークは、現在の専用回線（IP-VPN）をそのまま使用する。
- ・総合福祉センターのパソコンについて、市のパソコンを貸出する。指定管理後は、公共施設予約システム以外接続できないように変更する。（自館の情報以外の市が保有する情報を扱うことはできない。）
- ・利用者登録情報の管理・施設貸出の管理について、指定管理後は、個人の「老人福祉センター・老人憩いの家登録証」については、重複登録を避けるため、登録情報を検索することができるようにするが、それ以外は、自館の情報の登録・閲覧・検索のみできるように変更する。
- ・USBへのデータ保存はできない。
- ・使用者名簿を事前に提出してもらい、個々のID・パスワードを市で付与する。
- ・システムの使用について、履歴を記録する。

●個人情報の保護措置について

- ・ 指定管理者及び事務従事者は、印西市総合福祉センターの管理運営に関する協定書における、「秘密の保持」の規定を遵守する責務を課す。
- ・ 市は、印西市個人情報保護条例第11条（委託等に伴う措置）の規定に基づき、指定管理者に対し、「個人情報取扱特記事項」に記載された秘密の保持、事務従事者への周知、漏えい、滅失及びき損の防止及び収集の制限等の個人情報の保護について、責務を課す。
- ・ 印西市個人情報保護条例第12条（受託者等の責務）の規定に基づき、指定管理者は、事務従事者への周知、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止及び複写等の禁止等の措置を講じ、事務従事者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならない責務を課す。
- ・ 印西市情報セキュリティポリシーに基づき、指定管理者は、情報セキュリティ対策責任者の指定、ID・パスワード等の管理等の「情報セキュリティ特記事項」を遵守する責務を課す。
- ・ 上記に違反した場合は、個人情報保護条例の罰則の適用、協定の取り消し及び損害賠償請求を行うことができる
- ・ 「指定管理者制度の導入等に関する事務指針」に基づき、月1回モニタリングを実施する。

※モニタリングとは

行政が指定管理者による施設の管理運営やサービスの履行に関し、条例や協定等に従い適正かつ確実なサービスの提供が確保されているかを日常的、継続的に点検するもの。

※具体的なセキュリティの点検項目

- ・ 個人情報の適切な管理・・・●個人情報に記載された書類等の整理状況
 - ・ 保管場所は鍵がかかるか
 - ・ 鍵の管理体制は適切か
- パソコンの設置状況
 - ・ 持ち出し出来ないように設置されているか